

【 研究ノート 】

## 観光圏に関する文献研究 Literature Reviews of Tourism Zone.

近藤 祐二\*  
Yuji Kondo

### 【要 旨】

わが国の政策として、観光圏取り組みの重要性と観光圏を一元的に取りまとめる組織の重要性に関して国内の研究者が海外の事例を取り上げた先行研究を検討。第Ⅱ章では観光圏の概念整理と海外の事例を取り上げた論文をレビューした。観光圏政策の課題と一元管理する組織の重要性を検討した。第Ⅲ章では今度のアプローチの方法を検討した。

Keywords：観光圏、観光政策、DMO

### I. はじめに

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（以下、観光圏整備法と略す）は観光立国推進基本計画が定める「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」を実現するための仕組みづくりをおこなう政策の根拠法として位置づけられ、「観光圏を構成する観光地相互間の連携による観光地の魅力と国際競争力を高める」ことをその目的としている。同法は2008年5月23日に(平成20年)法律第39号として公布され同年7月23日に施行されたが予算獲得のため政策主導で始まった施策に乗り遅れまいとする自治体が多く手を挙げた結果、49もの観光圏が乱立した状態となり多くの観光圏が認定されたものの、認定された観光圏の進捗状況に格差が見られるとして。2012年12月27日に観光圏整備法（平成20年法律第39号）に基づく「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」が改正された。

わが国への観光需要に目を向けて見ると、訪日外国人客は増加しているが国内での訪問先はいまだ限定されている。観光庁の宿泊旅行統計調査（平成27年・年間値（確定値））によると、東京・大阪・北海道・京都・沖縄・千葉・福岡の上位7都道府県で全体の約7割を占めている。第二次安倍内閣の観光による地方創生を推し進めるため、またより経済成長が期待できる観光分野を伸ばすためにも地方へ訪日外国人客が流れる仕組みを作り地域の雇用を確保し、それを継続的に発展させなければならない。

わが国では地方に見られる観光地の多くは団体観光客向けの「通過型観光地」として機能してきており、家族や小グループ向けの「滞在交流型観光地」として観光客の要望に十分に対応できていないのが現状である。小さなエリアの観光地が独自でこのような要望に答えていくには限界

\* 大阪樟蔭女子大学 国際英語学科 非常勤講師

Lecturer of English as an International Language, Osaka Shoin Women's University Dept.

があり同じ問題を抱えている周辺のエリアと連携していくこと、地域経済の発展のためには周辺のエリアに連携させることにより、国内観光客はもとより海外からの観光客にも滞在・交流を促進していくことが重要である。そして、観光産業は多くの他業種とのかかわりがあり、商・工・農水・交通などの業種との連携が必要でそれらを取り持つ官と民の連携も求められる。従来型の地方観光振興の推進役は観光行政と観光協会であったが、地方での観光振興は多くの利害関係者の合意のもとにすすめられており各所の責任が明確でなく、観光振興の推進を担う専門人材が不在で地域でのマネジメント機能が働いていない。そのため、観光関連の関係者が一体となり、一元的に取りまとめる組織設置の必要性も求められる。

本稿では政策としての観光圏の重要性と観光圏を一元的に取りまとめる組織の重要性を国内の研究者が海外の事例を取り上げた先行研究から広域観光研究におけるアプローチの方法を検討にすることである。

## II. 観光圏の取り組み

### 1. 観光圏の概念整理と海外の事例

観光圏整備法により「観光圏」とは滞在促進地区が存在し、かつ、自然、歴史、文化などにおいて密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携により観光地の魅力と国際競争力を高めようとするもの、と定義されている。武田（2008）によると、観光圏整備法は歴史、文化、自然、食等の特色を生かした広域的な観光地の連携を促すことで、二泊三日以上の滞在であっても十分に楽しめる様な面的な観光地づくりを促進することを目指している。

阿部（2008）はドイツにおける観光振興の取組である「ロマンティック街道」を地方が一体となって営業力やブランド力を高める先進事例として評価しておりわが国の「観光圏整備法」が目指すモデル例として位置づけている。

観光圏の文言は使用されていないが、海外の広域観光研究例として橋本（2008）は英国ウェールズにおける「広域観光モデルコース」の検証において、観光回遊を誘導する手法として、英国を代表する画家の足跡をたどり、歴史遺産や自然景観をめぐる「足跡法」の有効性を述べている。これは我が国では松尾芭蕉の「奥の細道」の足跡をたどるようなコンテンツツールの展開を示唆している。

わが国に目を向けた先行研究でも前原（2010）は広域観光ルートを形成するためには、複数の観光地を結ぶ共通「テーマ」と観光地と観光地を結ぶストーリー展開が不可欠と指摘し、広域観光圏形成のためにNHK大河ドラマの撮影地を活用することを例に挙げ有効性を主張している。

観光圏に関する海外の立法事例では、萩原（2010）は、イタリアで2001年に見直された「(2001)観光基本法」第5条が提示した「地域観光圏」を同法の重要な革新としている。これはコムーネ

や県といった行政単位を越えた観光地のまとまりを州政府が指定し振興策や支援措置を行うというものであり、これまで製造業に限定した優遇措置のために設けられていた「企業へのインセンティブのための単一基金」を観光関連の企業にも振り向けることになった。観光関連業だけでなく商工・手工業省下に設けられる財源も地域観光圏振興に向けられるようになっていく。滞在交流型観光地の整備は世界的な潮流であり、また、観光産業は多くの他業種とかかわりがあり、商・工・農水・交通などの業種との連携が必要でそれらをうまく運用できる政策や法整備も世界各国で進められている。

## 2. 観光圏政策の課題

観光圏整備法は「観光圏を構成する観光地相互間の連携による観光地の魅力と国際競争力を高める」ことをその目的とし、2008年5月23日に(平成20年)法律第39号として公布され同年7月23日に施行されたが予算獲得のため政策主導で始まった施策に乗り遅れまいとする自治体が多く手を挙げた結果、49もの観光圏が乱立した状態となった。

高坂(2014)は全国で観光圏49圏が乱立し、政策資源の分散投入が余儀なくされたため、十分な成果を上げることができなかつたと指摘する。また、観光は独自資源を活用して自発的に集客を図る活動であり、中央省庁が企画し全国一律に適用させるような施策はなじまず、個体を重視した支援体制が有効であるとしている。

これまで、各地方単体でも予算化して外部人材を登用し「まちおこし」など様々な取組がなされているが、高坂(2014)は従来の取組の問題点として、短期派遣による地元コミュニティ向けの意識啓発活動大半を占め、観光振興経験の浅い地域に職人肌的なコンサルタントが個人的成功体験に基づく講演やアドバイスばかりで地域の課題解決などの実践的支援がなされていないと指摘している。地域の自発性、主導性を尊重しつつ先進事例を上手く伝達できるような仕組みづくりが求められている。

同じく、高坂(2014)はアメリカのメインストリートプログラムを例に挙げ、欧米の地域活性化スキームが、成功体験をそれ以外の地域に伝達し支援する現場主導の自発的連携方法論や持続可能な組織が確立されているとしている。

松山,松田,加治屋(2008)は外国人ドライブ観光に関する実証実験を踏まえて、諸外国で展開されている様々な取り組みを分析した結果、沿道景観や文化遺産を有しているもののその地域の人々の内発的な取り組みや関連組織による積極的な広報、印象的なアクティビティの充実、旅行スタイルの戦略的提案が行われていることが現在の「街道プログラム」に繋がっている。それらを先進事例とし、北海道においてもこれらの諸外国の取り組みを参考にすることが必要と指摘する。

### 3. 一元管理組織の重要性

二神（2010）は英国の「VICE モデル」を例に挙げ、観光地マネジメントはデスティネーションを構成する要素を統合的かつ効果的に管理し、その地を訪れる人に対して観光体験上の価値を最大限にすると同時に、地域に対する利益還元と持続可能性を確保することと定義。多くの利害関係者を統合し観光戦略を実践指揮していく中核の観光地マネジメント組織（Destination Management Organization）の存在が重要になると指摘する。同モデルは、その後英国の持続可能な観光政策において中央政府から地方自治体レベルに至るまでの観光政策に一貫性を持たせる基本的な枠組みの役割を果たしてきた。

また、山崎治（2014）も英国は観光を取り巻く環境が我が国と似ており、2020年にオリンピック開催が決まった日本にとって参考となる情報が期待できると述べており、地域の利害関係者の調整役としてDMOの存在を重視している。

### III. おわりに

加藤（2015）は観光振興のコンセプトは行政や観光関連事業者中心の「旅行振興」から、他産業や住民なども一体になって旅行者を受け入れる「観光地域づくり」へと変化し、様々な関係者が参画・連携可能な分野横断型組織の必要性が認識されるようになってきたと指摘し、今後全国で「日本版DMO」の普及することが望まれる。

「日本版DMO」について、形成・確立の取組については、「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）及び「観光立国実現に向けたアクションプログラム2015」（平成27年6月観光立国推進閣僚会議決定）において、観光振興施策の重要な柱として明確に位置付けられ、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）では、「欧米の先進事例も踏まえ、望ましい機能を備えた日本版DMOを早急に育成する」とされ動き出したところである。

今後急速に普及するこの「日本版DMO」と海外の「先進DMO」の実態を比較分析することで、さらに「日本版DMO」にもとめられる役割を明らかにすることを今後の研究対象としたい。

#### 【参考文献】

- 赤松宏和（2008）「外国人観光客対策から国内観光圏育成へのかじ取り」～観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案～『立法と調査』No.279
- 阿部雄介（2008）「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」『法令解説資料総覧』No.323 5-15,

- 新井校一 (2012) 「英国の 1969 年観光開発法の概要の紹介と分析」『ホスピタリティ・マネジメント』3(1), 61-75,
- 小方昌勝 (2012) 「ドイツの観光振興策の沿革と現状」『ホスピタリティ・マネジメント』3(1), 77-98,
- 加藤隼 (2015) 「観光地域づくりにおける DMO の役割—政府の取組方針と海外の事例を中心に—」『立法と調査』No.371
- 観光庁(2008)「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」
- 国土交通省・農林水産省 (2012) 観光圏整備法 (「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(平成 20 年法律第 39 号)) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(平成 24 年 12 月 27 農林水産省、国土交通省告示第 2 号)
- 高坂晶子 (2014) 「地域活性化を実現する観光振興策のあり方」『日本総研 Research Focus』No.2013-037
- 武田一寧 (2008) 「二泊三日以上滞在可能な、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを支援」『時の法令』No.1820,16-31,
- 中崎茂 (1998) 「観光地域の発展と衰退—バトラーのライフ・サイクルモデルの紹介」『流通経済大学社会学部論叢』8(2), 97-111,
- 萩原愛一 (2010) 「イタリアの 2001 年観光基本法—観光政策の現代化と観光行政の地方自治体への委譲」『外国の立法』国立国会図書館調査及び立法考査局(245), 82-97,
- 橋本 俊哉 (2008) 「英国ウェールズにおける「広域観光モデルコース」の成立と展開」『立教大学観光学部紀要』10, 39-46,
- 土方まりこ (2015) 「スイスの国際観光政策—鉄道を利用した観光旅行の振興策を中心として—」『運輸と経済』75(8), 85-92,
- 二神真美 (2010) 「観光圏の整備と着地型観光の事業開発に関する一考察」NUCB journal of economics and Information science 54(2), 235-240,
- 二神真美 (2013) 「持続的な観光地マネジメントの国際動向と課題」NUCB journal of economics and Information science 57(2), 241-252,
- 前原正美 (2010) 「広域観光ルート形成と観光戦略—産官学連携プロジェクトによる観光マネジメント」東洋学園大学紀要 18, 139-156,
- 松岡亮 (2013) 「観光立国実現に向けた取り組みと課題」『立法と調査』No.342
- 松山雄馬,松田泰,加治屋安彦 (2008) 「諸外国における“みちをテーマとした観光・地域振興の取り組み」『寒地土木研究所月報』(660), 30-36,
- 山崎治 (2014) 「英国の観光政策・戦略：オリンピック開催の経験を踏まえて」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立法考査局 64(10), 35-57,

**【ABSTRACT】**

The current article reviews the preceding research, focusing on foreign case studies conducted by Japanese researchers. They, as a policy of our country, emphasize the importance of efforts in the tourism zone and the organization that has a collective control in it. Chapter II reviews articles that take up a concept of tourism zone and its examples taken in overseas. It, then, examines the challenges of the policy in the tourism zone and the importance of the organization that takes a collective control. Finally, Chapter III evaluates the methods of future approaches.